

令和8年3月第2回定例会
代表質問・一般質問 順位

代表質問

順位	会派名	氏名
1	香芝市議会自由民主党	木下 充啓
2	香芝市議会公明党	中山 武彦
3	香芝日本共産党	青木 恒子
4	日本維新の会	野口 昌史

一般質問

順位	氏名
1	上田井 良二
2	小西 高吉
3	中井 政友
4	川田 裕
5	福岡 憲宏
6	川畑 勝世
7	清川 希代子
8	吉田 弘明
9	富家 章裕

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和8年3月9日

質問者

会派 香芝市議会自由民主党

議員 木下 充啓

香芝市議会議長

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 香芝市複合施設等整備基本構想の進捗について (1) 財政面での取組 (2) 基本計画の策定状況 (3) 「香芝市複合施設等整備基本構想」の位置づけ (4) 財政見通し (5) 建設予定地 (6) 規模・機能の見直しの可能性 (7) 今後の見通し 2. 小規模及び中小企業事業者への支援について (1) 小規模・中小企業事業者の現状 (2) 人材確保と外国人労働者 (3) 本市の中小企業支援制度の内容と実績 (4) 創業支援の課題と対策 (5) 本市の支援施策充実の可能性 (6) 香芝市商工会との連携	市長 副市長 教育長 総務部 市民環境部 その他関係 部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 香芝市複合施設等整備基本構想の進捗について

本市では、昨年8月に「香芝市複合施設等整備基本構想」(以下、「基本構想」)が公表され、現在、基本計画の策定作業が進められています。本事業は、中央公民館や文化施設等の機能を複合化し、文化活動の拠点となる大規模ホール等の整備を想定するなど、本市の文化振興や都市機能の将来像に大きくかかわる重要な事業です。しかしながら、基本構想策定時以降も建設資材価格や人件費の高騰が続いており、全国の公共施設整備においても事業費の大幅増加や計画見直しが相次いでいる状況です。

本市においても多額の予算を見込む大規模事業であり、財政への影響や他の公共事

業との優先順位、市民負担の観点から改めて慎重な検討が求められる状況にあると考えます。

また、学校施設整備や道路整備、公園整備など今後の財政需要も見込まれる中で、本事業をどのような方針で進めて行くのか、市民への説明責任も大切です。

以上の観点から、本年1月8日付で行った文書質問に対する2月9日付回答も踏まえ、複合施設整備事業について、改めて進捗状況と今後の方針について質問します。

(1) 財政面での取組

① 建設費の高騰が続く中、本事業に関して国や県への財政支援の可能性についてどのような要望や協議を行っているのか。

② 建設費上昇を踏まえ、本市としてどのような財政的な検討をおこなっているのか。

(2) 基本計画の策定状況

① 現在進められている基本計画策定の進捗状況はどのようになっているのか。

② 基本計画策定作業は継続するのか。

③ 市民や団体等へのヒアリングやパブリックコメントなど市民の意見の反映はどのように行う予定か。

(3) 「香芝市複合施設等整備基本構想」の位置づけ

① 建設費の増加など前提条件が変化する中で、基本構想は現在どのような位置づけと認識しているのか。

② 事業環境の変化を踏まえ、基本構想の見直しを検討する考えはあるのか。

(4) 財政見直し

① 現在の経済環境を反映した中期財政見直しでは、実質公債比率や将来負担比率はどのように推移する見込みか。

② 仮に複合施設整備事業を実施しない場合の中期財政見直しと比較すると、どのような差が生じるのか。

(5) 建設予定地

① 基本構想では、庁舎南側駐車場及び会議棟付近が建設予定地とされるが、他の候補地について検討した経緯はあるのか。

② 立地条件や土地利用の観点から、他の場所での整備の可能性はないのか。

(6) 規模・機能の見直し

① 文書質問の回答では、ホールの規模や図書館機能など施設規模や機能を見直す考えはないとのことであったが、事業費抑制のためには再検討が必要ではないか。

② 施設機能の優先順位についてどのように整理しているのか。

(7) 今後の見直し

① 物価高騰や建設費の増加など不透明な事業環境の中で、本市として複合施設整備をどのように進めて行く方針なのか。

② 今後の意思決定のスケジュールについて示されたい。

2. 小規模及び中小企業事業者への支援について

近年、物価上昇や原材料価格の上昇、人手不足の深刻化に加え、コロナ禍における実質無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資の返済負担が重なり、小規模及び中小企業事業者（以下、「中小企業」）の経営環境は厳しい状況が続いています。

東京商工リサーチによる調査によれば、令和7年の企業倒産件数は1万件を超え、4年連続で増加するなど中小企業の経営は厳しさを増しています。

本市においても、中小企業は地域経済や雇用を支える重要な存在であり、その持続的な発展を支援することは、地域経済の活性化につながるものと考えます。

そこで、本市における中小企業経営に関する現状認識と支援施策の状況を確認するとともに、今後の支援のあり方について質問します。

(1) 市内中小企業の現状

- ① 本市における中小企業の経営環境をどのように認識しているのか。
- ② 市内の倒産や廃業の状況や課題などをどのように把握しているのか。

(2) 人材確保と外国人労働者

- ① 市内中小企業における人手不足の実態をどのように把握しているのか。
- ② 外国人労働者の受入れや技能実習制度等について、市内事業者の利用状況をどのように認識しているのか。

(3) 本市の中小企業支援制度の内容と実績

- ① 本市が実施している中小企業支援制度のどのようなものがあるのか。
- ② 支援制度の利用実績と評価はどうか。
- ③ どの制度が特に利用され、どの制度の利用が少ないのか。

(4) 創業支援の課題と対策

- ① 全国的にも後継者不在で黒字倒産する中小企業が問題になっている。本市の事業承継に関する支援の内容と利用実績はどうか。
- ② 創業支援における課題と対策にはどのようなものがあるのか。

(5) 支援施策の見直し

- ① 限られた財源の中で、効果の高い施策に重点化するため既存制度の見直しを行う考えはあるのか。
- ② 見直しが必要な支援制度があれば、どのような見直しが必要と考えているか。
- ③ 人材不足を補うための省力化投資支援など、新たな支援制度の創設や拡充の可能性はあるのか。

(6) 香芝市商工会との連携

- ① 香芝市商工会との連携状況はどのようになっているのか。
- ② 今後どのような形で連携を強化していくのか。

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 8 年 3 月 9 日

質問者

会派 香芝市議会公明党

議員 中山 武彦

香芝市議会議長

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	1 2026年度予算編成に対する要望の対応について (1) 最重点要望の対応について ① 国の総合経済対策の実施状況について ② コミュニティバスの充実について (2) 重点要望に関連する施策について ① 災害・安全対策について ② 行財政改革について ③ 子育て・教育について ④ 健康増進について	市長 副市長 教育長 市長公室 総務部 都市創造部 健康福祉部 子ども家庭部 教育部

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1 (1) 昨年12月、市議会公明党は三橋市長に対し、2026年度予算編成に対する要望書を提出した。その内容は、昨今の物価高騰対策に関することなど、公明党が昨年、政府に緊急提言を申し入れた項目を踏まえた項目のほか、香芝市政に関し、目指すべき施策について、とりまとめたものである。その中で、特に住民生活への影響が大きいと思われる内容を、最重点要望として4点列挙しているが、今回、その中から2つの項目について質問する。

①「国の総合経済対策の『子育て応援手当（仮称）』に加え、家計を守る物価高騰対策、中小企業、小規模事業者への支援策など、重点地方交付金等を活用した即効性のある支援を強力に推進すること」について

長引く物価高騰で、家計は大きな負担を強いられている。消費者物価指数の上昇率は46か月連続2%以上、特に生鮮食品を除いた食料では、今年1月で6.2%と高い水準にある。昨年12月16日に成立した政府補正予算では、総合経済対策が盛り込まれ、内容として、子ども一人当たり2万円の応援手当の実施であり、1月から3月までの電気、ガス代補助、医療、介護従事者の処遇改善、中小企業支援の強化などとなっている。また、自治体が独自に施策実施するための財源として「重点支援地方交付金」の活用も大きな柱となっている。物価対策は即効性が求められており、住民の期待は大きいと考

える。そこで、その実施状況について質問する。

②「コミュニティバスについては、市の重要インフラとして、高齢化が進む地域の実情を踏まえ、一層の充実を図ること」について

・ 昨年の3月議会で質問しているが、香芝市は平野部の市街地とともに、起伏のある坂が多い地域もあり、香芝住民の重要な交通手段となっているのがコミュニティバスとデマンド交通である。住民の声を聴くと、コミュニティバスの利便性をもっと高めてもらいたいとの意見が寄せられており、とりわけ、人口密度の少ない坂の多い地域では、買い物や病院に通う際の交通手段として、今後の充実を大いに期待されている。そこで、コミュニティバスについて、鉄道、路線バスを補完する交通手段から、一步踏み込んで、住民生活に必要な重要インフラとして一層の充実をお願いしたい。あらため、現在の検討状況、今後の取り組みについて質問する。

・ デマンド交通についても持続可能性と負担軽減策を一層検討願いたい。実証運行の検証を行い負担軽減幅の再検討について質問する。

(2) 市議会公明党が昨年要望した内容のうち、重点要望としてまとめた内容から質問する。

①災害・安全対策について

昨今頻発している台風や大雨等による災害への対応については、市内各地で避難所となる小中学校の空調設備の整備や屋外スピーカーの設置などが進められている。奈良県では土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定のための調査が進められており、香芝市内でも区域指定に関する説明会が実施されている。香芝市は、今後も、住民の不安を解消するため、安全なまちづくりに一層取り組む必要がある。そこで、今後、発災すると思われる様々な災害に備え、災害時の緊急車両の通行や災害時、平時ともに歩行者の安全通行に資するよう、道路、歩道の整備、土砂崩落防止策などを実施する必要があると考える。危険と思われる箇所については、具体的には、竹田川沿いの市道の土砂崩落の懸念箇所の周知看板の常設、防止策の検討、また、中和幹線について、土砂崩落を防ぐ対策の推進や香芝市と広陵町の境界付近での右折ラインのない交差点の改善などである。従来から課題となっている箇所であり、早急な改善をお願いしたい。安全対策の実施について質問する。

②行財政改革について

香芝市は、一昨年3月「香芝市DX推進計画」を策定し、デジタル技術やAI等を活用して、「市民サービスの向上」、「業務の効率化」を目指されている。計画に記載されているDXのアプローチとしては、住民の期待が大きい「行政手続きのデジタル化」や効率的な業務環境の整備として、AIの活用も視野に入っていると考える。

現状の取り組みとして、既に運用されている市民サービスもあるが、業務効率の向上の面から議事録作成の文字起こしの活用など一層の推進が期待される。

昨年7月にAI法「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が成立し、第5条において、地方公共団体による活用が規定された。少子高齢化により、医療、介護、教育、保育をはじめとする社会的サービスが人手不足となる傾向が進む中、AIで代替できる業務への転換を期待したい。生成AIを活用する自治体も急増していると

聞いているが、香芝市として、AI活用のガイドラインづくりや、先行する自治体の取り組みを参考にしながら、取り組みを推進してはどうかと考える。市の取り組みを質問する。

③子育て支援・教育について

・物価高騰のなか、賃金上昇が物価に追いつかない状況が続いており、子どもをめぐる生活環境は厳しさを増している。このような中で、子育て世帯への現金給付とともに、現物給付となるサービスの充実を推進する必要があると考える。香芝市においても、これまで、幼児教育の無償化をはじめ、就学援助費の国基準への拡大、また、幼児教育の恩恵を十分に受けられていないご家庭に対する施策となる、いわゆる「子ども誰でも通園制度」の開設準備にも取り組まれている。現在、市内で展開されている幼児教育については、民間事業者と連携しながら、子どもの実情に即して、「公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針」に基づき検討されていくものと思われるが、住民要望として、3年保育が運用されていない園では、あらためて、その運用を求める声がある。香芝市として、「子ども誰でも通園制度」の拡充や3年保育の運用について、どのように取り組むのか質問する。

・子どもの貧困に関する対応については、これまでも問題提起をしてきた。改めて、香芝市として、進めてきている就学援助費の国基準への拡充や市独自の施策について質問する。また、学校給食の無償化が進められている中で、不登校児童、生徒への給食の提供ができないか質問する。さらに、子どもが文化芸術に触れる機会を提供する事業が文化庁で実施されていることについて、香芝市で実施する上での課題、今後の取り組みについて質問する。

④心身の健康増進について

香芝市では、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援に取り組まれている。最近制度化された伴走型の相談支援と経済的支援の実施が継続されているが、母親の産後の心身の健康を守るための「産婦健診」の実施について質問する。

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 8 年 3 月 9 日

質問者

会派 日本共産党
議員 青木 恒子

香芝市議会議長

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	① 香芝市複合施設整備計画策定について ・市民の意向調査の推移 ・大規模複合施設の経過 ・今後の課題 ・今後の予定	市長 市長公室 総務部
	② 健康寿命対策 水浴訓練 水浴訓練室（社会福祉センター内） ・水浴訓練の目的・内容 効果と健康寿命と ・公的施設の利用	健康福祉部
	③ デマンドタクシー値上げについて ・市民の声を行政にどう生かしていくのか ・値上げによるメリットは ・値上げによるデメリットは	市長 都市創造部
	④ こども・青年たちの スケートボード使用場所について ・今池親水公園での事故からの教訓は ・閉庁時の一部市役所駐車場の利用について	市長 総務部 都市創造部 教育部
	⑤ 二上山の環境問題 ・現状をどう受け止めるか ・明らかな竹田川汚染の対応策は ・水質検査について ・施設見学	市長 市民環境部

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

① 大規模複合施設

- ・ 市民への意向調査の結果は
- ・ 経過は
- ・ 香芝市複合施設整備基本策定業務
- ・ 今年度中に基本計画策定 2026年度着工 2029年度完成
2025. 8. 19日産経新聞 報道発表
- ・ 概算事業費の検討
- ・ 課題
- ・ 今後の予定は

② 水浴訓練

- ・ 水浴訓練室とは
- ・ 目的・効果 現在の使用
- ・ 今後の課題

③ デマンドタクシー値上げ

- ・ 福祉としての役割をどう考えているか
- ・ 香芝市の10年後の高齢者対策として
- ・ 値上げすることによってのメリットは
- ・ 値上げすることによってのデメリットは

④ こども達の安全なスケートボード使用場所として

- 閉庁時の一部市役所の駐車場利用について
- ・ 事故からの教訓は何か
- ・ こども・青年たちの実態と要求は何か
- ・ こども・青年たちのスポーツの場の保障
- ・ 身近で使用できる公共施設は

⑤ 二上山にある産業廃棄物処理場の課題

- ・ 電気伝導率調査について
- ・ 現在の実態
- ・ 健康被害
- ・ 水質検査を増やす方向で
- ・ 市民要望の施設見学の実施を

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 8年 3月 9日

質問者

会派 日本維新の会
議員 野口 昌史

香芝市議会議員

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1 市役所職場環境の改善と市民のこころの健康づくり について (1) 市役所職員のメンタルヘルス対策の現状 (2) セルフケアの推進について (3) 市民のこころの健康づくりとの連携 (4) 総合的な推進にむけて 2 子どもたちの自己肯定感と、我が国と郷土を愛する 態度の育成について (1) 自己肯定感の実態把握と自殺予防 (2) 自己肯定感及び自己有用感と教育課題 (3) 体験活動の充実と体験格差の解消 (4) 郷土教育と伝統文化 (5) 子どもの声を聴く仕組み (6) 総括	市長 副市長 市長公室 健康福祉部 教育長 教育部 その他 関連部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1 市役所職場環境の改善と市民のこころの健康づくりについて

近年、働く人のメンタルヘルス対策は、官民を問わず重要な経営課題となっています。厚生労働省の令和 5 年調査によれば、仕事や職業生活に強いストレスを感じている労働者は 82.7%に達しており、精神障害等による労災認定件数も増加傾向にあります。国の第 14 次労働災害防止計画では、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 80%以上とする目標が掲げられています。

こうした状況を受け、厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」において、事業者に対して心の健康づくり計画の策定や、トップによる方針の表明を求めています。また、総務省は令和 5 年 12 月の技術的助言において、「公務の職場は各種ハラスメント対策の模範となるべき」と明記し、地方公共団体に対応を求めています。

さらに令和 7 年 3 月 21 日、総務省より「地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の更なる推進に向けた取組について」の技術的助言が発出された。同通知によれば、全国の地方公務員のメンタルヘルス不調による長期休務者は 48,952 人に達し、15 年前の約 2 倍に増加しています。また「組織のトップである知事・市町村長等のリーダーシップの下」での全庁的な体制確保と、メンタルヘルス対策に関する計画の自主的な策定の必要性が示されています。

職員が心身ともに健康で働ける職場環境は、質の高い行政サービスを持続的に提供するための基盤であります。市役所が職員のメンタルヘルス対策に真摯に取り組む姿勢は、市民のこころの健康づくりを推進する上でも説得力を持つものと考えます。

本質問の中心は、職員のメンタルヘルス対策の現状を詳細に確認することにあります。市民のこころの健康づくりを推進する立場にある市役所が、まず自らの職場環境を整えることが、あらゆる施策の出発点であると考えます。そのうえで、市民施策との連携についても視野に入れ、香芝市として取り組むべき方向性を確認したい。

(1) 市役所職員のメンタルヘルス対策の現状

- ① 本市職員のメンタルヘルス不調による休職者数の推移、およびストレスチェックの受検率・高ストレス者割合について。また、集団分析結果を職場環境改善にどのように活用しているのか。
- ② 本市のハラスメント相談窓口の設置状況と相談件数の推移について。また、上位者に関する相談がしにくいという構造的課題に対し、外部機関への委託など窓口の独立性を担保する仕組みはあるのか。
- ③ 管理職向けのラインケア研修およびハラスメント防止研修の実施状況について。また、部長級以上の幹部職員、特別職について。

(2) セルフケアの推進について

- ① 本市ではストレスへの気づきや対処法を学ぶセルフケア研修を実施しているか、また呼吸法やマインドフルネスなど科学的に効果が認められた手法の導入状況は。
- ② 厚労省指針では事業者による「心の健康づくり計画」の策定が求められている。本市では職員向けの計画を策定しているのか。

(3) 市民のこころの健康づくりとの連携

- ① 本市の自殺対策計画および健康かしば 21 計画において、市民のこころの健康づくりはどの位置づけられているか。
- ② 職員向けメンタルヘルス対策との連携は図られているか
- ③ 市職員は窓口対応等で市民と接する最前線にいる。職員が市民の異変に気づき適切な支援につなげる「ゲートキーパー」としての研修を受けているのか。
- ④ 職員自身がセルフケアを学ぶことで、市民への気づきの力も高まると考えるが、見解は。

(4) 総合的な推進にむけて

- ① 市民のこころの健康づくりを推進する立場にある市役所自身が、メンタルヘルス対策において模範を示すべきと考える。この認識について市の見解は
- ② 上記で確認した「市役所が模範を示す」という認識のもと、職員の心の健康づくり計画、市民向けの自殺対策計画、健康増進計画を有機的に連携させ、職員と市民双方のメンタルヘルス対策を一体的に推進する考えはないか

2 子どもたちの自己肯定感と、我が国と郷土を愛する態度の育成について

令和 5 年度にこども家庭庁が実施した「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」によると、「今の自分が好きだ」という問いに対し、日本の 13 歳から 29 歳の若者で肯定的に回答したのはわずか 17.5%であった。アメリカの 38.1%、ドイツの 36.4%と比較して、著しく低い水準にある。「自分自身に満足している」という問いについても、日本は 16.9%と 5 カ国中最下位でした。

この問題は、単に子どもたちの心の問題にとどまらないもので、令和 6 年の警察庁・厚生労働省の統計によると、小中高生の自殺者数は 529 人と、統計開始以来、過去最多を記録した。令和 4 年が 514 人、令和 5 年が 513 人と、近年 500 人を超える高い水準が続いています。内閣府の「子供・若者白書」によると、15 歳から 19 歳の死因の約半数が自殺であり、これは先進国の中でも突出して高い割合であります。

自殺予防の研究では、自己肯定感は自殺を防ぐ「保護因子」として重要視されています。自分自身を大切な存在であると捉えられるかどうか、危機的状況を乗り越える力になると指摘されています。自己肯定感の問題は、子どもたちの命に直結する喫緊の課題であります。

では、なぜ日本の子どもたちの自己肯定感はこれほど低いのか。

国立教育政策研究所は興味深い指摘をしている。日本の児童生徒は、欧米の子どもたちと比べて「他者からの評価」が自己評価に大きく影響する特徴があるとのこと。そのため「自尊感情」よりも「自己有用感」、すなわち他者の役に立った、他者に認められたという実感を育むことが効果的であると述べている。

さらに私は、自己肯定感の問題を考えると、もう一つの視点が必要だと考えています。それは「自分が何者であるか」というアイデンティティの問題であります。

人は、家族の中で、地域の中で、そして国の中で、自分の居場所を見出し、帰属意識を持つことで、自分自身を肯定できるようになる。自分のルーツを知り、先人たちが築いてきた歴史や文化に誇りを持つことは、自己肯定感の土台となるものであります。

教育基本法第2条第5号には、教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と明記されています。

この規定は、排他的なナショナリズムを求めているのではなく、自国の歴史と文化を知り、誇りを持った上で、他国をも尊重できる、そのような態度を育むことを求めています。また、子どもたちが郷土の歴史や文化を学び、誇りに思えることは、自己肯定感を育む上で大きな意味を持つと考えます。

以上の問題意識から、子どもたちの自己肯定感の現状と、それを高めるための取組、そして教育基本法に基づく「我が国と郷土を愛する態度」の育成について、順次お伺いします。

(1) 自己肯定感の実態把握と自殺予防

- ① 令和7年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査において、「自分には、よいところがあると思う」という問いに対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と肯定的に回答した児童生徒の全体に占める割合は、香芝市ではどれくらいか。全国平均及び奈良県平均と比較しながら示していただきたい。
- ② 「自分には、よいところがあると思う」という問いに対し、肯定的に回答した児童生徒の割合は、この三年間でどのように変化したか。また、その変化の傾向は、小学校と中学校で違いはあるのか。
- ③ 全国 学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査には、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という質問項目がある。この質問項目と、「自分には、よいところがあると思う」という質問項目とは、どのような相関関係があると本市では分析しているのか。
- ④ 本市においては、自殺予防のためにどのような取組をしているのか。
- ⑤ 本市では、児童生徒に対し「SOSの出し方に関する教育」は実施しているのか。
- ⑥ 児童生徒のSOSを早期に受け止めて支援につなげるため、本市ではICTツールを活用してどのような取組をしているのか。

(2) 自己肯定感及び自己有用感と教育課題

- ① 本市の不登校児童生徒数は、どのような状況にあるか。過去三か年の推移も含めてご説明いただきたい。
- ② 不登校の未然防止や初期対応のため、各学校ではどのような取組を行っているのか。
- ③ 自己有用感の育成に効果的であると聞く異年齢交流は、小学校では、どのように実施されているのか。
- ④ 本市では、不登校児童生徒の学校への復帰及び社会的自立を実現するために、どのような支援を実施しているのか。

(3) 体験活動の充実と体験格差の解消

- ① 本市の学校教育における自然体験活動は、どのように実施されているのか。
- ② 本市においては、文部科学省が推進する「地域学校協働活動」に基づき、地域が学校と連携して、児童生徒の豊かな体験を実現するためにどのような支援をしているのか。

- ③ 子どもの頃の様々な体験活動は、生きる力をはぐくむ糧となり、その後の人生を豊かにする基盤になる。一方では、家庭環境による「体験格差」が生じていることも事実であり、自然の中で遊んでいる子どもは減少傾向にあるという文部科学省有識者会議の調査結果もある。本市においては、学校現場で体験格差を補完するという観点については、どのように考えるか。

(4) 郷土教育と伝統文化

- ① 本市では、二上山、サヌカイト遺跡群等全国に誇れる歴史的、文化的資源を活用した学習をどのように進めているのか。
- ② 本市の発展に貢献した先人については、学校教育でどのように扱っているのか。

(5) 子どもの声を聴く仕組み

- ① 本市では、児童生徒の声を取り上げる取組としてこども議会を実施されたが、実施状況と成果及び今後の展開についてお聞かせいただきたい。
- ② 校則の見直しについて、児童生徒の声をどのように反映しているのか。

(6) 総括

- ① 教育長は、教育に大切なことはどのようなこととお考えか。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年3月3日

質問者

議員 上田井 良二

香芝市議会議長

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 公明新聞記事より (1) 子ども家庭庁調査について ① 調査の実施の有無や目的 ② 香芝市のこども計画について ③ 子ども達の意見聴取機会やその内容について (2) 小中学校施設の鍵に関する対応について ① 通常時の校門や体育館の施錠・解錠状況 ② 災害発生時の解錠状況や体制 ③ 今後の課題や検討について	市長 副市長 教育長 危機管理監 教育部 子ども家庭部 その他 関連部局

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1-(1) 2月11日の新聞記事によると2024年に各県や市町村にて子どもや若者の声を各自治体の政策に反映させる為に意見聴取を行っていることが子ども家庭庁の調査でわかったとのこと。

そこで香芝市においても今回そのような調査を実施したのかを確認する。
また、調査の目的やその内容や解答状況を過去に実施された内容についても確認するとともに今後それらの意見等をどのように市政に反映させていくのかについてお聞きする。

1-(2) 同日の新聞記事に市内体育館にスマートロック(電子錠)を順次設置しており通常時の利便性向上が期待され災害発生時のスムーズな避難所開設に有効であるとのこと。

そこで香芝市においても通常時の施錠・解錠方法を確認するとともに災害発生時での解錠方法、特に休日や夜間でのスムーズな避難所開設につながらないかの検討も含めた今後の考えをお聞きする。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8年 3月 9日

質問者

議員 小西 高吉

香芝市議会議長

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. グランドデザイン協議会の立上げについて (1) 市民参画の最低要件を満たす制度はあるのか (2) 制度があるとするば、根拠（要綱等）と直近1年 の決定事項一覧はあるのか (3) 採否理由分類と差分公開は標準化されているのか (4) エリアの未来像は 2. 中学校部活動地域移行について (1) 4月から地域移行が実施されるが、状況は (2) 中学校部活動指導員の登録状況は (3) 地域クラブ「ヴィオーレ香芝」への入会状況は (4) 拠点校と合同チームの違いは (5) 平日と休日との部活動の違いは (6) 費用負担は (7) スポンサー企業を募る考えは (8) 今後の課題は	市長 副市長 教育長 市長公室 教育部 関係部

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. グランドデザイン協議会の立上げについて

(1) 市民参画の最低要件を満たす制度はあるのか

①市民参画を、1 議題設定 2 選択肢設計 3 優先順位決定 4 反映の説明を満たす制度はあるのか

②制度名・根拠文書(条例・要綱・規定)・市民が決められる範囲(優先順位までか)・決定ログの公開場所は

(2) 制度があるとするば、根拠(要綱等)と直近1年の決定事項一覧はあるのか

(3) 採否理由分類と差分公開は標準化されているのか

①市民意見の反映について、1 件数 2 傾向 3 採用・不採用 4 不採用理由 5 最終案の変更点(差分)を標準で公開しているのか

(4) エリアの未来像は

①近鉄五位堂・JR五位堂駅圏を2035年に「どんな暮らしが完結する地域にするのか」

②近鉄下田・JR香芝駅圏を2035年に香芝の「暮らしの中心」としてどう再定義するのか

③二上・二上山・穴虫(近鉄二上駅・二上山駅)で、二上山の自然資産を暮らし・健康・教育・交流と結び、「点で終わらせない」未来像は

④近鉄関屋駅周辺の高低差・狭隘道路を前提に、子育て・高齢者の負担を減らす「坂のまち」モデルは

⑤志都美駅・香芝インターチェンジを活かし、地域活性化と日常の利便を両立する未来像は

⑥真美ヶ丘東・西、鎌田、磯壁の大規模住宅を、子育てから高齢まで住み続けられる地域として2035年にどう再設計するのか

2. 中学校部活動地域移行について

(1) 4月から地域移行が実施されるが、状況は

①他自治体の状況は

②香芝市は完璧に準備は整ったのか

(2) 中学校部活動指導員の登録状況は

①教職員と一般の方(市内・市外)の登録状況は

②指導員は、充足しているのか

(3) 地域クラブ「ヴィオーレ香芝」への入会状況は

①学校部活動(平日)、地域クラブ(休日)の状況は

(4) 拠点校と合同チームの違いは

(5) 平日と休日との部活動の違いは

(6) 費用負担は

①令和8年度予算に中学生に対して、習い事・塾代助成事業として1人あたり年額6,000円(月500円)が計上。積算根拠は

(7) スポンサー企業を募る考えは

①費用負担を無くすため、提案しているスポンサー企業を募る考えは

(8) 今後の課題は

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年3月9日

質問者

議員 中井政友

香芝市議会議長

筒井寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1, 香芝市高塚地区公園と周辺の整備について ① 高塚地区公園の利用状況について。 ② 高塚地区公園の施設改修について ③ 桜の木の整備について ④ 周辺道路の整備について ⑤ 看板の整備について ⑥ かつらぎの道の整備について 2, 学童保育所の運営と整備について ① 公立学童保育所の状況 ② 定員について ③ 施設について ④ 定員基準について ⑤ 来年度の待機学童数について ⑥ 民間学童保育所の状況 ⑦ 公民連携について 3, 地域交流センターへの陳情書について ① 現状の把握について ② 自治会員への周知が足りないのではないか。 ③ センターの管理業務が適正に運用されているのか。 ④ 監査などが、実施されているのか。 4, 学校施設等整備事業について ① 設計について ② 詳細設計の中身について ③ 市長部局と教育員会との関係について ④ 教育委員会の役割について ⑤ 公共施設管理計画の見直しについて ⑥ 五位堂小学校改修と近鉄五位堂駅南側のロータリー化と のスケジュール調整について	市長 副市長 教育長 都市創造部 子ども家庭部 市民環境部 教育部 総務部 その他 関係部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1, 香芝市高塚地区公園と周辺の整備について

令和 7 年 9 月議会一般質問で真美ヶ丘高塚地区公園のさくらにつくクビアカツヤカミキリの駆除についてや周辺の歩道整備について質問させていただいた。その後、各公園や川沿いの桜においては、かみきり駆除のために桜の木がかなり伐採されているようすです。国から対策補助金がおりにいるなら市民の木の所有者にも伐採や樹幹注入剤への補助ができないか。

また、それだけでなく高塚地区公園においては、大きな公園なので山のように盛り上がった広場もあります。昨年公園に行った際に多くの学童保育所の子どもたちが寝転んだり走ったりと遊ぶ様子を見かけ和まされました。ただ、その公園には、ペットの出したものもころんでいて、公園を利用する方々も看板の設置や利用の区分けについて意見を私もうけました。

そこで私も年末に調べましたが看板の位置や、状態もよくなく、数においてもアンバランスであることがわかり市の管理が行き届いていないのではと考え質問させていただきました。

① 高塚地区公園の利用状況について

- ・利用状況について
- ・利用者の声について

② 高塚地区公園の施設改修について

- ・改修のよていについて
- ・トイレの改修について

③ 桜の木の整備について

- ・新たな植樹計画について
- ・植樹の種類について
- ・市民への支援策について

④ 周辺道路の整備について

- ・公園周辺の歩道・公園内園路の修繕予定について

⑤ 看板の整備について

- ・看板の改修について

⑥ かつらぎの道の整備について

- ・かつらぎの道の樹木の管理について
- ・かつらぎの道の道路の改修計画について

2, 学童保育所の運営と整備について

高塚地区公園に行った際に目にした子供たちに声をかけると旭ヶ丘小とか五位堂小などの子どもたちとわかりました。どうして学校から遠い真美ヶ丘の学童保育所に彼らは、通っているのかと思いました。私も以前に真美西小学校の学童保育所がいっぱいになっている。使われていた隣の倉庫になっている旧学童保育所や空き地を利用してはと提案させていただきまあいた。さらに鎌田の学童保育所を増設する必要になったこともあり、今回重ねて香芝市の学童保育所の状態と市の姿勢を伺います。

① 公立学童保育所の状況

- ② 定員について
- ③ 施設について
- ④ 定員基準について
- ⑤ 来年度の待機学童数について
- ⑥ 民間学童保育所の状況
- ⑦ 公民連携について

3, 地域交流センターへの陳情書について

平成 29 年年香芝市が地域交流センターを焼却場の地域対策として建設し、その指定管理者を自治会がふさわしいと契約され現在 2 期目の指定管理の期間となっています。しかし、その間自治会が指定管理者と香芝市と契約しているにも関わらず、地元自治会住民への会計報告や運営報告もなく自治会員に対して透明性公平性がないと毎年自治会総会において論議になっていると聞いています。

今回の陳情書の内容は①会計の透明性の欠如。②自治会執行役員でもわからない運営体制の形骸化。③このような運営が 7 年も続いている状態にあっては、指定管理を任せている香芝市に対して市の監督責任を問う内容になっています。

- ① 現状の把握について。
- ② 自治会員への周知が足りないのではないか。
- ③ 指定管理者業務と自治会業務が混在していると聞く、適正に運用されているのか。

④ 指定管理者への監査などが、実施されているのか。

4, 学校施設等整備事業について

① 設計について

- ・改修・長寿命化と改築・建て替えの違いは何か。
- ・基本設計と詳細設計、実施設計との違いについて
- ・現在の五位堂小学校の状況、志都美小学校の状況について
- ・五位堂小学校の設計において3階から4階への安全性・耐震性等の影響は、どのようか。

② 詳細設計の中身について

- ・複合化における課題をどのように考えられているのか。
- ・市・教育委員会は、どのよう設計に業者に要望されているのか。
- ・ハード面としてゾーニング、共有地と専有地など考えられているのか。
- ・学校の複合化やプール授業等の問題についてどれほど議論されているのか。

③ 市長部局と教育員会との関係について

- ・学校教育法における位置づけを、どのように考えられているのか。

④ 教育委員会の役割について

- ・複合化において教育実践がどのように変化するかについて保護者・地域・市民・児童等や教育委員会等で十分議論し説明を出す必要があるのではないか。

⑤ 令和8年に見直し予定の公共施設管理計画や個別計画・学校施設等管理計画は、どのようなスケジュール・考え方で進められようとしているのか。

⑥ 五位堂小学校の改修と近鉄五位堂駅南側ロータリー化とは、スケジュール調整が必要でないか。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8 年 3 月 9 日

質 問 者
議 員 川 田 裕

香芝市議会議長
筒井 寛 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 職員の勤務環境及び組織運営について	1
中項目	(1) 時間外勤務の適正化に関する依命通達と勤務時間規則との関係	市長 副市長
※箇条書で記入ください。	(2) 職務として実施される法務研修と勤務時間の取扱い	担当者
	(3) 勤務時間外に行われる業務の法的整理について	2 市長
	(4) 休日登庁の実態について	副市長
	(5) 職員の自主退職の増加と組織運営	3 市長
	(6) 総括	担当者
	2. 香芝・王寺環境施設組合に関する訴訟の上告断念について	
	(1) 上告断念の意思決定過程	
	(2) 法的検討の内容	
	(3) 法律専門家の意見	
	(4) 議員意見聴取の位置付け	
	(5) 総括	
	3. 乳幼児の義眼費用助成について	
	(1) 乳幼児の義眼装用に関する実態把握	
	(2) 現行制度の適用状況	
	(3) 保護者負担と制度上の課題	
	(4) 自治体独自の費用助成制度の可能性	

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

1. 職員の勤務環境及び組織運営について

(1) 時間外勤務の適正化に関する依命通達と勤務時間規則との関係
時間外勤務の上限は規則第 12 条に定められているが、依命通達において月 45 時間超の時間外勤務を原則禁止する運用が示されている。この通達と規則との法的関係について市の見解を問う。

(2) 職務として実施される法務研修と勤務時間の取扱い
昇任試験対象者等に対する法務研修は職務として実施されていると答弁されているが、課題作成に要する時間の把握や時間外勤務の取扱いについて、市の認識を問う。

(3) 職務として命じられた業務が勤務時間外に行われた場合の労働時間の整理

職務として命じられた業務が勤務時間外に行われた場合の労働時間としての取扱い及び時間外勤務との関係について市の見解を問う。

(4) 休日登庁の実態について

休日に私物整理等を理由とした登庁が可能とされているが、勤務時間外入退出記録簿に休日登庁の事例が確認されることから、その実態把握及び業務との関係について問う。

(5) 職員の自主退職の増加と組織運営

直近 2 年間で多数の自主退職者が発生している状況について、市長の認識及び勤務環境との関係について問う。

(6) 総括

職員の勤務環境及び組織運営について、及び(1)から(5)の答弁に対して総括質問を行う。

2. 香芝・王寺環境施設組合に関する訴訟の上告断念について

(1) 上告断念の意思決定過程

大阪高等裁判所判決に対する上告断念の判断について、意思決定の経過及び法的検討の内容を問う。また、決定に至る決裁のタイミング及び文書管理の適正性についても問う。

(2) 法的検討の内容

地裁判決と高裁判決の判断の差異及び上告理由の検討状況について問う。

(3) 法律専門家の意見

上告断念の判断に当たり、法律専門家の意見を求めたかどうか及びその内容について問う。

(4) 議員意見聴取の位置付け

上告断念の判断に当たり議員の意見を聞いた理由及びその法的位置付

けについて問う。

(5) 総括

香芝・王寺環境施設組合に関する訴訟の上告断念について、及び(1)から(4)の答弁に対して総括質問を行う。

3. 乳幼児の義眼費用助成について

(1) 乳幼児の義眼装用に関する実態把握

乳幼児期に義眼装用が必要となるケースの存在について、本市としてどの程度把握しているのか。また、これまでに保護者等から相談や支援要望が寄せられた事例の有無について伺う。

(2) 現行制度の適用状況

乳幼児の義眼費用については、身体障害者手帳の認定が困難である場合や医療費助成の対象外となる場合があり、補助制度が利用できないケースがあると聞く。本市における制度の適用状況及び認識について伺う。

(3) 保護者負担と制度上の課題

乳幼児の義眼は成長に伴い定期的な交換が必要とされ、費用負担が継続することから子育て世帯にとって大きな負担となる。本市としてこのような実情をどのように認識しているのか、また制度上の課題について伺う。

(4) 自治体独自の費用助成制度の可能性

乳幼児の義眼装用については国制度の対象外となる場合があり、必要な支援が受けられない制度の空白が生じていると考える。子育て支援の観点から自治体独自の費用助成制度を検討すべきと考えるが、本市の見解及び市長の認識を伺う。

香 人 第 1 3 3 号
令和 7 年 2 月 2 7 日

各 部 課 室 長 殿

市長公室長

時間外勤務の適正化について（依命通達）

業務については、各職員の正規の勤務時間内において取り組むことが基本である。時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、必要最低限度において、事前の命令を受けたときにすることが認められるものである。

しかし、部室によっては、正規の勤務時間内において業務を終える努力をせず、時間外勤務が常態化している様子が見受けられる。

職務に当たっては、不要な事務がないかどうかを今一度よく検討し、不要な事務がある場合には廃止するとともに、業務全般について効率化を図りながら寸暇を惜しんで取り組み、正規の勤務時間内において終える努力をすることが求められる。

これらを踏まえ、時間外勤務の適正化のため、本日以降、各職員において当日にしようとする時間外勤務の申請が適正なものであるかどうかを事前に各課室長が直接確認した上、各部室長が各課室長からその内容の報告を事前に受けることとし、時間外勤務が漫然と行われることを防止するためにも、課室ごとに毎日の正規の勤務時間の終了の際に終礼を実施されたい。

なお、各職員において当日にしようとする時間外勤務の申請が適正なものであるかどうかを確認するためには、管下の職員からの申告の内容に基づくだけでなく、関係する一次資料を部課室長らが自ら確認して業務の進捗状況を把握することが求められることから、日頃からそのように努められたい。

各部における時間外勤務の適正化については、各部長の責任において取り組まれたい。

以上、命により通達する。

香 人 第 2 8 号
令和 7 年 6 月 1 3 日

各 部 課 室 長 殿

市長公室長

時間外勤務の適正化の徹底について（依命通達）

標記の件については、「時間外勤務の適正化について（依命通達）」（令和 7 年 2 月 2 7 日付け香人第 1 3 3 号市長公室長通達）により通達したところであるが、依然として、部室によっては、正規の勤務時間内において業務を終える努力をせず、時間外勤務が常態化している様子が見受けられる。

業務については、各職員の正規の勤務時間内において取り組むことが基本である。時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、必要最低限度において、事前の命令を受けたときにすることが認められるものである。

したがって、主幹級以下の職員については、特別の事情がある場合を除き、事前の命令のない時間外勤務は禁止する。また、同じく主幹級以下の職員については、事前に市長、副市長若しくは当職が直接若しくは各部室長を通じて命令し、若しくは承認した場合又は選挙の実施、催事の開催、香芝市地域防災計画若しくは香芝市水防計画に基づく災害対策本部等への参集その他緊急の必要がある場合を除き、月 4 5 時間を超過する時間外勤務並びに平日午後 1 0 時 0 0 分以降及び休日における時間外勤務は禁止する。貴職らにおいては、管下職員が時間外勤務をする必要がある場合には、事前に命令し、又は申請させた上で承認することとし、事後的に遡及して命令又は承認することがないように徹底されたい。また、事前に命令又は承認した時刻までであっても、早期に業務を終える努力をするよう指導されたい。なお、休日に私物の整理等のために登庁することについては、それが業務にわたらない限り、差支えない。

また、貴職らについては、事前に市長、副市長若しくは当職が直接若しくは各部室長を通じて命令し、若しくは承認した場合又は選挙の実施、催事の開催、香芝市地域防災計画若しくは香芝市水防計画に基づく災害対策本部等への参集その他緊急の必要がある場合を除き、月 7 5 時間を超過する時間外勤務は禁止する。なお、時間外勤務により健康障害が生ずることのないように留意されたい。

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 1 2 条第 1 項第 2 号に規定する他律的業務部署の指定に係る申請に当たっては、当月の 2 0 日までに他律的業務部署指定申請書を人事課に提出されたい。

以上、命により通達する。

令和6年11月28日

所属長各位

企画部人事課

令和6年度法務研修の実施について（通知）

下記のとおり実施しますので、貴所属の対象者につきましては必ず受講できるようにご配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 目的 自治体職員として必要な法的要素を身に付けるとともに、法律上の概念を体系的に理解し、実務上の課題解決に繋がる法務能力を醸成する。
- 2 対象 1～3級職員のうち、別添1又は2に記載の職員
※記載のない職員は、次年度以降に受講いただく予定です。
- 3 研修内容 憲法及び行政法
- 4 講師 大阪大学大学院高等司法研究科
研究科長 松本 和彦 教授（憲法）
副研究科長 野呂 充 教授（行政法）
- 5 実施方法 対面研修及び動画等視聴
- 6 日程 別添3のとおり
- 7 特記事項 3級及び4級昇任候補者資格試験における試験において、憲法及び行政法が出題範囲となる予定です。

以上

別添3

日時	研修名	研修形式	場所	参加対象	
				グループA	グループB
【令和6年12月11日(水)】 (グループA) 9:00~12:00 (グループB) 14:00~16:00	憲法(第1回)	動画視聴(集合)	市役所2階大会議室	○	○
【令和6年12月16日(月)】 (グループA) 9:00~12:00 (グループB) 14:00~16:00	行政法(第1回)	動画視聴(集合)	市役所2階大会議室	○	○
【令和7年1月17日(金)】 13:45~16:45	行政法(第2回)	対面研修	市役所2階大会議室		○
【令和7年1月24日(金)】 13:45~16:45	憲法(第2回)	対面研修	市役所2階大会議室		○
【令和7年2月10日(月)】 (グループA) 9:00~12:00 (グループB) 14:00~16:00	行政法(第3回)	動画視聴(集合)	市役所2階大会議室	○	○
【令和7年2月下旬頃】	憲法(グループワーク)	令和7年3月18日(火)開催の憲法(第3回)に向けて、2時間程度のグループワークの時間を設ける予定です。 ※詳細については、後日改めて通知します。			○
【令和7年3月7日(金)】 13:45~16:45	行政法(第4回)	対面研修	香芝市総合福祉センター3階会議室1		○
【令和7年3月18日(火)】 13:45~16:45	憲法(第3回)	対面研修	香芝市総合福祉センター3階会議室1		○

令和7年1月7日

所属長各位

市長公室人事課

法務研修の追加実施について（通知）

下記のとおり実施しますので、貴所属の対象者につきましては必ず受講できるようにご配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 対象 憲法第1回（12月11日）及び行政法第1回（12月16日）
を未受講の対象者（別添参照）
- 2 日程 行政法：令和7年1月15日（水）
8時45分～12時00分
憲法：令和7年1月15日（水）
14時00分～17時00分
- 3 会場 市役所2階大会議室

以上

令和7年1月7日

所 属 長 各 位

市長公室人事課

法務研修の実施について（通知）

主任級、主事級を対象に法務研修を実施しており、同研修を下記のとおり追加開催いたします。職員の法務能力の向上を目指す観点から、研修受講を推進しており、貴所属において業務に支障のない範囲で、下記日程に参加が可能な職員にあってはご配慮のほどお願いいたします。

記

- 1 研修名 行政法（第1回）※動画視聴方式
- 2 対 象 別添のリストに記載のある職員
※記載のない職員は、次年度以降に実施を検討しています。
※急遽の通知となっていますので、参加できない職員には別途の対応を検討します。
- 3 日 程 令和7年1月15日（水）
8時45分～12時00分
- 4 講 師 大阪大学大学院高等司法研究科
副研究科長 野呂 充 教授
- 5 会 場 市役所2階大会議室
- 6 その他 受講が可能な職員は人事課まで共有ローカルメールにてご連絡ください。

以 上

令和7年2月7日

対象職員及び所属長 各位

市長公室 人事課

法務研修（憲法第3回）に向けたグループワークについて

法務研修（憲法第3回）につきましては、前回に出題された事例演習課題について、グループで法的解釈等から意見をとりまとめ、発表する研修となっております。

つきましては、当日に向けた準備のため、グループワーク等の研修時間を設けますので、対象職員につき下記にご配慮のほどお願いします。

記

- 1 法務研修（憲法第3回）に向けたグループワーク
日時：令和7年3月5日（水）午後2時00分～午後5時00分
会場：市役所3階第1会議室
※ 検索用としてインターネットパソコンを人事課で用意します。
- 2 判例研究等の事前学習
グループワークまでの期間で、2時間を限度に判例研究等の事前学習に係る時間を研修時間とします。
研修対象職員は、事前に所属長に報告の上、判例研究等の事前学習を行ってください。

【参考】法務研修（憲法第3回）

日時：令和7年3月18日（火） 午後1時45分～午後4時45分

以上

令和7年10月23日

部課室長 各位

市長公室人事課

令和7年度法務研修の実施について（通知）

下記のとおり実施しますので、貴所属の対象者につきましては必ず受講できるように御配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 目的 自治体職員として必要な法的要素を身に付けるとともに、法律上の概念を体系的に理解し、実務上の課題解決に繋がる法務能力を醸成する。
- 2 対象 令和8年度に香芝市3級昇任候補者資格試験及び香芝市4級昇任試験候補者資格試験を受験する対象者（別添1及び別添2参照）
- 3 研修内容 憲法及び行政法
- 4 講師 大阪大学大学院高等司法研究科
研究科長 松本 和彦 教授（憲法）
副研究科長 野呂 充 教授（行政法）
- 5 実施方法 動画視聴及び対面研修
- 6 日程 別添3のとおり

以上

令和8年度香芝市3級昇任候補者資格試験受験対象者 日程表

日時	研修名	研修形式	場所
令和7年11月5日(水) 8時30分から12時00分まで	行政法(第1回)	動画視聴(集合)	会議室棟第6会議室
令和7年11月28日(金) 8時30分から12時00分まで	憲法	動画視聴(集合)	市役所2階人会議室(南)
令和7年12月3日(水) 8時30分から12時00分まで	行政法(第2回)	動画視聴(集合)	市役所2階大会議室(南)

令和8年度香芝市4級昇任候補者資格試験受験対象者 日程表

日時	研修名	研修形式	場所
令和7年11月5日(水) 13時15分から16時45分まで	行政法(第1回)	動画視聴(集合)	会議室棟第6会議室
令和7年11月12日(水) 13時45分から17時00分まで	行政法(第2回)	対面研修	市役所2階大会議室(南)
令和7年11月28日(金) 13時15分から16時45分まで	憲法(第1回)	動画視聴(集合)	市役所2階大会議室(南)
令和7年12月3日(水) 13時15分から16時45分まで	行政法(第3回)	動画視聴(集合)	市役所2階大会議室(南)
令和7年12月10日(水) 13時45分から17時00分まで	行政法(第4回)	対面研修	市役所2階大会議室(南)
令和7年12月16日(火) 13時45分から17時00分まで	憲法(第2回)	対面研修	市役所2階大会議室(南)
未定	憲法(グループワーク)	第3回研修に向けて2時間程度のグループワークの時間を設ける予定です。 ※ 詳細は後日通知します。	
令和8年1月29日(木) 13時45分から17時00分まで	憲法(第3回)	対面研修	市役所2階大会議室(南)

令和7年12月26日

対象職員及び所属長各位

市長公室人事課

法務研修（憲法第3回）に向けたグループワークについて

法務研修（憲法第3回）につきましては、前回に出題された事例演習課題について、グループで法的解釈等から意見を取りまとめ、発表する研修となっています。

つきましては、当日に向けた準備のため、グループワーク等の研修時間を設けますので、対象職員につき下記に御配慮のほどお願いします。

記

- 1 法務研修（憲法第3回）に向けたグループワーク
日時：令和8年1月14日（水）午後2時00分～午後5時00分
会場：市役所3階第1会議室
※ 検索用としてインターネットパソコンを人事課で用意します。
- 2 判例研究等の事前学習
グループワークまでの期間で、2時間を限度に判例研究等の事前学習に係る時間を研修時間とします。
研修対象職員は、事前に所属長に報告の上、判例研究等の事前学習を行ってください。

【参考】法務研修（憲法第3回）

日時：令和8年1月29日（木）午後1時45分から午後5時00分
まで

以上

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8年 3月 9日

質問者

議員 福岡 憲宏

香芝市議会議長

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目	1. 随意契約 1) 地元業者育成について 2) 入札の不調、不落について 3) 随意契約の妥当性と公開について	総務部
※箇条書で記入 ください。	2. 駅前高度化に対応した命を守る都市機能の整備 1) 4.5mまでの高さ制限緩和について 2) 西真美地区の病院について 3) 市内の病床数について 4) 救急搬送について 5) 医療と介護の連携について	危機管理監 健康福祉部 都市創造部

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 災害対応、緊急修繕、特殊な技術を要する業務、継続性が不可欠な場面において、随意契約は必要不可欠な制度であります。迅速性や専門性が求められる状況では、競争入札よりも合理的な場合があることも理解しております。

しかしながら、随意契約はあくまで「例外」であり、原則は競争入札である大原則を、忘れてはなりません。なぜなら、公契約は市民の税金によって成り立っているからです。競争原理が働くことで、価格は適正化され、質の向上が促され、公平性が担保される。これが入札制度の本質であります。

一方で、随意契約は競争を伴いません。だからこそ、透明性と説明責任が、より一層厳しく求められるのであります。

随意契約は必要です。しかし、必要だからこそ、慎重でなければならない。競争入札は手間がかかります。しかし、その手間こそが、公平性を担保し、市民の信頼を支える土台となるのであります。

1) 地元業者育成

- ・地元業者とのバランス
- ・競争力強化の取り組み

2) 入札の不調、不落

- ・ R7年度の現状
- ・ 金額査定の特査以外の取り組み

3) 随意契約の妥当性と公開

- ・ 長期継続契約
- ・ 随意契約の公開
- ・ 特定業者への契約集中
- ・ チェック体制

2. 現在、本市では駅周辺の土地利用の高度化を進めるため、高さ制限の緩和など都市機能の強化が検討・推進されております。駅前に人を呼び込み、にぎわいを生み出し、まちの価値を高めていくという方向性そのものは、人口減少時代における都市政策として意義があるものと考えております。

しかしながら、都市が高度化し、建物が高層化していくほど、それに対応する安全インフラや医療体制も同時に整備されていなければ、市民の命を守るという行政の基本的責務を十分に果たすことはできません。

都市政策として駅前の高度利用を進めるのであれば、消防救助体制、救急搬送体制、そして受け皿となる医療体制まで含めて、「命を守る都市機能」が本当に十分なのかを同時に検証していく必要があると考えます。

1) 45mまでの高さ制限の緩和

- ・ はしご車
- ・ 進入路、活動スペース

2) 西真美地区の病院について

- ・ 現在建設中の病院の詳細
- ・ 周辺の道路状況

3) 市内の病床数について

- ・ 平成25年との比較

4) 救急搬送について

- ・ 救急搬送人数
- ・ 救急困難事案

5) 医療と介護の連携について

- ・ 病床の機能区分
- ・ 高齢者人口の推移
- ・ 要介護者支援

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8年 3月 9日

質問者

議員 川畑勝世

香芝市議会議長

筒井寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 保育所の利用調整について (1)令和8年度の保育所の申し込み状況及び1歳児クラスの入所状況について (2)保育ニーズの増加要因及び0歳児から2歳児の受け皿確保に向けた市の取り組みについて (3)利用希望施設の偏りや地域ごとの保育需要の状況について (4)年度途中入所及び育児休業後の復職に伴う入所課題について (5)今後の保育所等の整備及び保育の受け皿確保の考え方について 2. 自転車の交通安全対策等について (1)自転車への「青切符」について (2)具体的な周知や啓発について (3)ヘルメット着用促進について	市長 副市長 子ども家庭部 都市創造部 その他 関連部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 保育所の利用調整について

近年、少子化が進み出生数は減少している一方で、共働き世帯の増加などにより、保育所の利用を希望する家庭は依然として多い状況が続いている。特に、0歳児から2歳児の低年齢児の保育ニーズは高く、希望する保育所に入れなかったという声や、年度途中の入所ができず育児休業を延長しているという声も保護者から聞かれる。また、保育所の利用調整においては、地域による受け皿の差や、通勤経路などによる施設希望の偏りもあると考えられる。こうした状況を踏まえ、現在の保育所の申込状況や、利用ニーズの傾向、市としての受け皿確保の取組について伺う。

(1) 令和8年度の保育所の申し込み状況及び1歳児クラスの入所状況について

- ・現状
- ・利用申し込みの増加した理由について
- ・1歳児クラスの募集枠と待機状況について

(2) 保育ニーズの増加要因及び0歳児から2歳児の受け皿確保に向けた市の取り組みについて

- ・利用定員数の拡充
- ・入所希望先の選択肢を増やしての効果

(3) 利用希望施設の偏りや地域ごとの保育需要の状況について

- ・利用希望が多い地域は
- ・今後の保育所の整備について

(4) 年度途中入所及び育児休業後の復職に伴う入所課題について

- ・育児休業明けの年度途中入所の現状
- ・募集枠がない場合の市の対応について

(5) 今後の保育所等の整備及び保育の受け皿確保の考え方について

2. 自転車の交通安全対策等について

令和8年4月1日から導入される自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度を踏まえ、市民への周知・啓発の取り組みやヘルメット着用促進など、本市における自転車の交通安全対策について市の取り組みと今後の方向性を伺う。

(1) 自転車への「青切符」について

- ・令和8年4月1日から道路交通法が改正され、自転車の交通違反通告制度が導入されるが、その制度導入の目的について
- ・自転車の交通違反の検挙件数、全国及び奈良県や本市の状況について
- ・どのような違反行為が対象となり、反則金はどの程度になるのか
- ・交通違反通告制度の対象となる年齢について
- ・15歳以下の交通違反については、どのような取扱いになるのか
- ・自転車の交通違反において、どのように本人確認を行うのか

(2) 具体的な周知や啓発について

- ・自転車の交通反則通告制度の導入、市民に対しての周知について
- ・小学生及び中学生に対する周知や啓発について

(3) ヘルメット着用促進について

- ・奈良県、本市の着用率はどの程度であるか
- ・ヘルメット着用の普及についての対策について

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8年 3月 9日

質問者

議員 清川 希代子

香芝市議会議長

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 子どもたちの未来のための取組について	市長
中項目	①ラーケーション制度について	副市長
	②校則について	教育長
	③障がい(特性)のある子どもの進路決定と、安心して学べる環境づくりについて	教育部 市民環境部
※箇条書で記入ください。	2. リユースの取組について	
	①「ええもんクルっと市」について	その他関係部局
	②子育て世帯の負担軽減と環境施策を両立するリユースの可能性について	
	③株式会社ジモティーとの協定を活用したリユース促進について	

(要 旨)※できるだけ具体的に記入願います。

1. 子どもたちの未来のための取組について

①ラーケーション制度について

本市では、令和7年度2学期よりラーケーション制度が導入され、学校外での体験活動を通じた学びの機会が制度として保障されたことは大きな前進であると評価しています。

一方で、制度は導入すること自体が目的ではなく、必要な児童生徒にどこまで届いているのか、その実効性を検証していくことが重要です。

そこで、制度導入後の利用状況や申請理由の傾向、制度の効果に関する分析について何うとともに、家庭環境や経済的要因等によって利用しにくい状況が生じていないかについて確認します。

また、今後どのように制度をより実効性あるものとしていくのか、考えを伺います。

②校則について

学校における校則は、一定のルールとして学校生活を円滑に運営するための役割を持つものであり、その存在自体を否定するものではありません。

しかし、現在の学校には多様な児童生徒が在籍しており、一人ひとりの特性や状況に応じた配慮が求められています。

そこで、校則を一律に見直すということではなく、児童生徒の特性に応じて柔軟に運用するという考え方について、見解を伺う。

また、柔軟な対応が教職員によって差が生じないよう、学校現場における共通理解や指針の共有がどのように図られているのかについて確認します。

さらに、服装や持ち物に関する校則について、感覚過敏などの特性を持つ児童生徒への合理的配慮の観点から、個別の状況に応じた柔軟な対応を認める考え方についても併せて伺います。

③障がい(特性)のある子どもの進路決定と、安心して学べる環境づくりについて

障がいのある児童生徒の進路決定は、その後の学校生活や将来に大きく関わる重要な選択であり、本人や保護者の思いに十分に寄り添いながら進めていくことが求められると考えます。

しかし、進路選択や決定の過程において、保護者が不安や戸惑いを感じるケースもあるとの声が寄せられています。

そこで、進路決定にあたり、本人や保護者の意向をどのように丁寧にくみ取り、納得形成を図っているのか、そのプロセスについて伺います。

また、地元中学校での受け入れとなる場合、入学前の段階でどのような支援準備や情報共

有が行われているのか、通常学級と支援学級の連携体制も含めて確認し、小学校から中学校への引き継ぎの体制、特別支援教育コーディネーターの役割、保護者への情報提供の在り方についても伺うとともに、今後、児童生徒が安心して学び続けることができる環境づくりをどのように進めていくのか、本市の考えを伺います。

2. リユースの取組について

①「ええもんクルっと市」について

本市が実施している食器類リユース事業の成果および課題をどのように評価しているのかを確認するとともに、令和 8 年度の回収・配布について、また、「ええもんクルっと市」の開催予定等、今後の基本的な方向性を伺います。

②子育て世帯の負担軽減と環境施策を両立するリユースの可能性及び発展について

物価高騰が続く中、子ども用品(衣類・靴等)の家計負担に対する市の現状認識を問うとともに、環境施策としてのリユースを子育て世帯の負担軽減にもつなげていく視点についての見解を確認します。

また、新品・未使用品に限定した子ども用品リユースの検討可能性及び、保管・人的負担・衛生安全面等の課題認識を伺います。

③株式会社ジモティーとの協定を活用したリユース促進について

令和 7 年 9 月 1 日に締結した株式会社ジモティーとの協定について、市民への周知の取組状況を確認するとともに、国が 2030 年までにリユース市場を拡大する方針を示していることを踏まえた本市の今後の展開を伺います。

あわせて、「ジモティースポット」設置の可能性や事業者への働きかけについての見解を伺います。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年3月9日

質問者

議員 吉田弘明

香芝市議会議長

筒井寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1) <u>人口減少問題から派生する諸問題について</u> ・止まらない人口減少 ・香芝市の対応策、提案 ・新たな増収策 ・ごみ有料化、都市計画税 2) <u>市内の安全な道路と改正道路交通法について</u> ・改正法で影響するもの、対応 ・市民への注意喚起 ・市内の道路整備 ・プールオープン対応 ・予算反映	市長 副市長 教育長 総務部 都市創造部 市民環境部 健康福祉部 市長公室

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1) 人口減少問題から派生する諸問題について

①止まらない人口減少についてどう考えるのか

大阪 55111 人、京都 13392 人、兵庫 31540 人、奈良 6788 人、滋賀 9149 人、
和歌山 4488 人、三重県 9470

東京では 18 歳以下一人 5000 円支給、保育費無料化

① -1 香芝市は歯止策について何を講じたのか？

- ・これらの歯止策はないのか？
- ・市内就職率アップの策は？
- ・学生から見た社会生活や結婚問題、企業側から見た問題

② 新たな増収策としての市民負担、都市計画税

- ・仮に徴収となれば年間の予想収入はいくらになるのか？
- ・大型ごみ有料化については

2) 市内の安全な道路と改正道路交通法について

①改正道路交通法への対応

何がどう変わるのか？

市民は対応できるのか？特に注意が必要な交通法、勘違い違反

代表的な罰金は何か？

市民への注意喚起はできるのか？間に合うのか？

児童、一般大人（ご婦人、子育てママ）、高齢者、障害者への個別講義

②市内の道路整備について

補修が必要な道路の発見方法

自転車専用道路の整備率、補修状況

4月からプールがオープンして自動車や自転車等の通行量が増加する。

白鳳台で軽四と自転車で事故

グリーンライン、グリーンベルト

里道の補修

2m前後の道路幅の市道の補修率の低さ問題

赤ベタの意味合いと判断基準

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年3月9日

質問者

議員 富家 章裕

香芝市議会議長

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 指定管理者制度の適正運用について	市長
中項目	(1) 選定手続の透明性及び公平性	副市長
	(2) 審査基準及び配点の考え方	総務部
	(3) 事業開始後の業績評価	市長公室
	(4) よりよい選定に向けた制度改善	
※箇条書で記入 ください。	2. 行政専門性を維持・強化する人事制度について	その他
	(1) 複線型人事制度の可能性と課題	関連部局
	(2) アルムナイ採用の可能性と課題	

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 指定管理者制度の適正運用について

指定管理者制度は、民間の知見や柔軟性を行政サービスに取り入れる有効な手法である一方、その選定や評価の過程が不明確であれば、市民や事業者に疑念を抱かせるおそれがある。とりわけ、公募期間や公募媒体については、短期間の募集では実質的に参入の機会が狭まり、公平性の観点から課題が生じ得る。また、選定委員の構成や外部委員比率、有識者の専門的知見の採点への反映方法についても、統一的な考え方が求められる。さらに、価格要素と非価格要素の配点、価格評価の方法、利益が生じた場合の取扱いについては、事業の性質に応じた柔軟性が必要である一方、場当たりの運用ではなく、一定の整理が必要である。加えて、事業開始時のKPI設定、継続参加事業者の実績の加点・減点、プレゼンテーション担当者の適格性、複数年契約におけるスライド条項の準用の可否などを含め、本市として指定管理者制度をどのような考え方で運用しているのかを問う。

(1) 選定手続の透明性及び公平性

- ① 公募期間及び公募媒体
- ② 選定委員の人数、構成、外部委員の属性及び内部職員比率
- ③ 各委員の採点における有識者の専門的知見の反映

(2) 審査基準及び配点の考え方

- ④ 事業特性に応じた価格要素と非価格要素の配点

- ⑤ 価格要素の上限下限、設定価格との乖離、過度な低価格への対応
- ⑥ 利益が生じる場合の取扱いや市民還元の考え方
- (3) 事業開始後の業績評価
 - ⑦ 指定管理事業のうち、KPI を設定している事業数と考え方
- (4) よりよい選定に向けた制度改善
 - ⑧ プレゼンテーションを行う者の制限
 - ⑨ 継続参加事業者について、運営実績の採点への反映
 - ⑩ 長期継続契約におけるスライド条項の指定管理者制度への適用について

2. 行政専門性を維持・強化する職員人事制度について

指定管理者制度の活用は、経費削減や民間活力の導入という面で意義がある一方、長期間にわたり業務が外部化されることで、行政内部における知識やノウハウの蓄積が弱まり、事業者を適切に選定し、管理指導し、評価する力が低下する懸念がある。制度を持続的に運用するためには、行政側にも分野ごとの専門性を備えた職員を育成・確保する視点が不可欠である。

そのため、従来のゼネラリスト型人事配置を基本としつつ、希望や適性に応じて専門性を高める複線型人事制度の可能性と課題について問う。また、専門性を持った人材を再び行政に呼び戻す手法として、アルムナイ採用の可能性と課題についても、市の見解を問う。

- (1) 複線型人事制度の可能性と課題
- (2) アルムナイ採用の可能性と課題

以上